

2017 年度

「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）」

募集要項

2017 年 3 月

独立行政法人国際協力機構（J I C A）

横 浜 国 際 セ ン タ ー

2016 年度「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）募集要項

1. 研修の沿革および目的

本研修は、中南米地域等への移住者の定着・安定のために移住者子孫教育として 1987（昭和 62）年度に「日本語学校生徒研修」として開始し、2012（平成 24）年度からは、名称を「日系社会次世代育成研修」、2015（平成 27）年度からは「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）」として実施しています。

本研修では、海外の日本語学校に在籍する成績優秀かつ品行方正で将来の日系社会の発展に貢献するのに十分な素質のある日本語学校生徒が、日本人の海外移住の歴史に関する学習、中学校体験入学、ホームステイ、その他の各種研修を通じて、自分たちのルーツに対する理解と日本に対する理解を深め、さらに自らの日系人としてのアイデンティティの強化を図ることを目的としています。

さらには、本研修が日系社会での日系継承語教育の振興を促し、日系社会の次代を担う人材の育成に寄与することを上位の目標としています。

2. 対象国および受入計画数

対象国：10 カ国

受入計画数：49 名（+引率者 2 名）

受入		対象国	人数
第 1 陣	5 カ国 13 名 (+引率者 1)	カナダ	4
		メキシコ	3
		ドミニカ共和国	4
		コロンビア	1
		ベネズエラ	1
第 2 陣	5 カ国 36 名 (+引率者 1)	ブラジル	20
		ペルー	4
		ボリビア	3
		パラグアイ	3
		アルゼンチン	6

3. 研修期間

現地の学校事情に合わせ、上記 2. のとおり 2 グループに分けて実施します。

第 1 陣：2017 年 6 月第 3 週から約 1 ヶ月間

第 2 陣：2018 年 1 月第 2 週から約 1 ヶ月間

4. 研修概要（注：プログラムの内容は変更となる可能性があります。）

プログラム	内容	研修場所
合同研修	移住学習 所外研修（歴史・日本文化等） 作文指導 研修報告会	JICA 横浜 史跡、博物館等
体験入学	授業出席 部活動参加 日本の中学生との交流会等	神奈川県横浜市内の中学校（予定）
ホームステイ	日本での実生活体験	神奈川県内のご家庭（予定）

5. 宿泊（研修旅行・ホームステイ期間を除く）
第1陣、第2陣共に JICA 横浜を予定しています。

6. 引率者

渡航中や本邦滞在中の研修員の生活指導・健康管理、その他不測の事態への対処のため引率者に同行していただきます。今年度の引率者の割当国は以下のとおりです。

第1陣：アルゼンチンより1名

第2陣：ブラジルより1名

引率者の推薦については、JICA 在外事務所の指示に従ってください。

7. 研修員の応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫（※）であること

※日本人移住者の血統を引く者を指します。

※本研修対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。

(2) 海外の日系団体が運営する日本語学校に在籍し、成績優秀、品行方正かつ将来の日本社会の発展に貢献するのに十分な素質があると認められること

(3) **研修参加時点**で、日本の中学生相当（12歳以上、15歳以下）であること

(4) 親権者の同意が得られること

※共同親権を法制化されている国においては、全親権者の同意が得られること

(5) 心身ともに健康で、本邦での集団生活に耐えられること

8. 応募書類

(1) JICA が指定する以下の様式を使用して応募してください。

ア. 日本語学校責任者推薦書 (様式第2号)

イ. 身上書 (様式第3号)

氏名：この書類に書かれた氏名の表記（漢字・ひらがな・カタカナの区別も含みます）に従って、ビザ申請に必要な書類を JICA が作成します。また、研修修了証書の作成も身上書の氏名の表記を使います。読みやすい字で記入してください。

氏名アルファベット：航空券の予約の確認等に使用しますので、読みやすい字で、渡航の際に使用するパスポートの記載どおりに記入してください。

またスペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無に注意して記入してください。

国籍：来日に使うパスポートの国籍を記入してください。二重国籍の場合は、今回の研修の来日に使う方のパスポートの国籍だけ記入してください。

さらに、日本以外のパスポートを使用する場合は、日本国籍の有無についても記入してください。

ウ. 写真2枚

最近6ヶ月以内に撮影したもの。（縦5cm×横4cm、上半身、正面、脱帽）

1枚は身上書にのり付けしてください。

エ. 親権者の誓約・同意書 (様式第4号)

※共同親権を法制化されている国では、全親権者のものが必要となります。

オ. 健康診断書 (様式第 5-A 号 : 和文、または第 5-B 号 : 英文)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※全ての項目を受診し、記入されているかどうか確認をしてください。未受診項目や記入漏れがある場合は受け付けられません。(既往症、レントゲン写真番号、服用中の薬など、特に留意してください。)

※アレルギー等の持病や日常的に摂取している薬等がある場合は必ず申告してください。

※記入事項に虚偽のものと判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

(2) 日本語作文

400 字詰め原稿用紙 3 枚以内(1000 字程度)。課題は JICA 在外事務所が指定します。応募者本人が直筆したものを提出してください。

JICA ペルー事務所指定課題：わたしにとっての日本/ぼくにとっての日本

(3) 来日に使うパスポートの写し

応募者が応募時点でパスポートを所有している場合、査証や出入国記録が残されている全てのページをご提出ください。

9. 募集期間

JICA 在外事務所への応募書類提出締切日は各在外事務所により決定されるため、各在外事務所の指示に従ってください。

JICA ペルー事務所応募書類締切：2017 年 7 月 21 日 (金) JICA ペルー事務所必着

なお、応募の時点でパスポートを持っていない応募者は、ただちにパスポート取得の手続きを開始してください。外務省へビザの手続きを依頼する際に、必ず、パスポートに記載される正しい氏名の情報が必要になります。また、合格通知を受けてからパスポートの手続きを始めると、来日に必要なビザ取得が間に合わない可能性があります。ビザ取得が間に合わない場合には、研修への参加ができなくなることがあります。

※ただし、可否に関わらず、パスポート取得経費について JICA は負担しません。

10. 所要経費の支給

JICA は規程に基づいて次の経費を負担します。

(1) 指定する経路の往復航空運賃 (ただし、現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担します。)

※2017 年度から研修員居住国一本邦間の往復航空券は本プログラムの業務委託先が手配し、研修員に e-ticket を送付します。

(2) 本邦国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費

(3) 本邦滞在中及び乗継の為の第三国滞在中生活費 (食費)

(4) 宿泊施設の利用料金

(5) 海外旅行保険 (往路・研修期間・帰路に係る期間)

※技術研修/日系研修の研修員と同じ保険に加入します。原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。本邦滞在中は、技術研修/日系研修の研修員と同様、メディカルカードを配布します。研修中の傷病については、研修実施団体担当者等が同行の下でメディカルカードが使える病院に行きますので、研修員に診療費立替払いが生じることはありません。

- (6) 所外研修、中学校体験入学、ホームステイに係る JICA 横浜と訪問先の間の往復旅費
- (7) 研修先に対する研修経費
- (8) 支度料および雑費（引率者のみ一般の技術研修員に準じて支給されます。）

11. 研修報告

研修員は研修終了時に本研修についての感想文を提出します。提出された感想文は製本の上、帰国前に研修員本人に手交します。（なお本感想文集は体験入学受入中学校などの研修先や JICA 在外事務所に配布します）。

12. 研修員の資格取消

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。この場合、(6) および(8) の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

- (1) JICA の規則、指示および決定に従わなかったとき
- (2) 研修先の規則に違反した場合
- (3) 日本国の法令に違反した場合
- (4) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- (5) 本人の都合により研修を中断したとき
- (6) 心身の著しい障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- (7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (8) その他 JICA がやむをえないと認める事由があるとき

13. その他留意事項

- (1) 家族の同伴は認められません。原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
- (2) フライトスケジュールについては、業務委託先にて決定の上、合格者に対して連絡します。
- (3) 滞在延長や帰路変更は認められません。研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国していただきます。
- (4) 応募者は、事業対象国の国籍を有していること（あるいは日本の国籍を有すること）が望ましいです。

以上

別紙1 「日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)」 研修員応募書類様式

- 日本語学校責任者推薦書 (様式第2号)
- 身上書 (様式第3号)
- 親権者の誓約・同意書 (様式第4号)
- 健康診断書 (様式第5-A号: 和文、または第5-B号: 英文)

※様式第1号は JICA 在外事務所が作成する書類なので、この募集要項には添付していません。

別紙2 「日系社会次世代育成研修 (中学生招へいプログラム)」 引率者応募書類様式

※ペルーからの引率者はありませんので以下様式は添付していません。

- 推薦書 (引率者用) (様式第6号)
- 身上書 (引率者用) (様式第7号-1、第7号-2)
- 誓約書 (引率者用) (様式第8号)